

市議会や市の権能や責務



議会の権限や能力

議会は、条例の制定や改正、廃止をしたり、予算の決定や決算の認定など、地方自治法に定めるところにより、様々なことについて審議し、議決します。

それ以外にも市政に関する事項で、別に法令や条例で定められた事項についてもいろいろ審議し、議決します。

また、議会は、市民の意思が市政に反映されているかどうか、適正に市政運営が行われているかどうかを絶えず監視、チェックし、けん制しなければなりません（第8条）。

議会の責務

議会は、本会議や常任委員会、特別委員会の会議を公開し、それらの会議録も公開します。

また、議会が持っている様々な情報を市民に公開し、市民と共有することで、開かれた議会運営に努めます。

さらに、議会は、議会に関する基本的な条例を定め、議会の目的や役割、権能と責務、議会活動の本来のあり方や原則などを明確にするよう努めます（第9条）。



議員の責務

議員は、市民の信託に応えるため、議員個人としても、議会活動に関する情報や市政に関する状況等について、市民に説明したり、報告するよう努めます。

また、市政に関する調査権や議案の提出権などを積極的に活用するよう努めます（第10条）。



積極的に情報共有

市政に関する情報は、積極的に市民に提供して、徹底的な情報の共有に努めます。

ただし、情報共有というのは、市からの一方的な情報提供だけではなく、市民からの情報発信があってこそ成り立つものです（第21条）。



個人情報保護

市は、積極的に市民に情報を提供しますが、個人の権利利益は保護します。

また、収集した個人情報は、厳重に管理して、原則として本人以外に開示しません（第22条）。



説明責任を果たします

市長や他の執行機関は、どのような情報に基づいて、どのような議論を踏まえ、どのように考えて仕事を立案し、実施し、評価していくのかをそれぞれの段階で、経過や内容、効果等についてわかりやすく市民に説明する責任を果たさなければなりません。

これは、市民の権利を保障するための市の責任です（第23条）。



総合計画の適切な進行管理

市は、総合計画をつくり、それに基づいて市政を運営していますが、この総合計画は、自治基本条例の理念にのっとったものでなければいけません。

計画の内容を実現するためには、適切に進行管理し、社会の急激な変化などに柔軟に対応できるように、常に検討を加えながら、必要に応じて見直しをしなければなりません（第24条）。

わかりやすい組織に

市は、簡素で機能的な組織、市民にわかりやすい組織を編成します。

また、その組織が最適かを常に見直していきます。

組織の名称を、ただ分かり易いものにするのではなく、市はどのような組織や体制が市民にとって有益で、素早く対応できるのかということを常に念頭に置き、組織の編成を考えてなければなりません。

組織は、効率的で効果的に運営できるよう努めなければなりません（第25条）。

財政計画に基づいた運営、市の財政状況の公表

市長や他の執行機関は、総合計画に基づいた政策目標を達成するために、財政計画に基づいて、将来のことも見据えながら、健全に運営していかなければなりません。

市の財政状況を明らかにするため、市と、市が資本金などで2分の1以上出資しているが損失補償している法人などの財政状況については、一体的に捉えて、市民にわかりやすく公表しなければなりません。

さらに、市政運営の透明性を確保するために、市が資本金などの10分の1以上2分の1未満の割合で出資しているが損失補償している法人などについては、その財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めなければなりません。

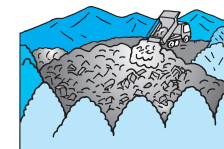
市が保有する財産についても、適正管理を行うとともに、効果的に活用していかなければなりません（第27条）。



他の市町村、機関との連携

近隣の他の市町村、大学やNPOなどの関係機関とも情報を共有し、医療や福祉、教育、環境などの様々な分野で共通に抱えている課題、また、広域にまたがる課題については、お互いに自主性を持ちながら総合的な視点に立って連携し、解決に向けて取り組むよう努めます。

そのためには、他の市町村に限らず、国境を越えて、外国や国際的な団体などとも共同して連合するような組織を設けることができます（第31条）。



国や大阪府、他の市町村、関係する機関との関係

国や大阪府との役割分担

国や大阪府とは上下関係ではなく、対等の関係にあります。適切に役割分担を行うことで、自立した地方自治を確立していきます（第30条）。



こんなふうに市政を運営します

自治基本条例の中には、市議会の役割や市長・職員としてやらなければいけないこと、市政を運営していくための基本的な考え方、地域のコミュニティ活動などを定めていて、これらに基づいてみんなで岸和田のまちづくりを行います。

市長や他の執行機関、職員の責務



市長の責務

市長は、市政の代表者として、これから何をどのように実施しようとしているのかを市政の基本方針として毎年明らかにし、公正で誠実にその職務を執行しなければなりません。

また、市民が何を求めているのかを適正に判断して、直面している様々な問題に対処して、まちづくりに取り組んでいかなければなりません。

職員に対しては、「人材育成」「指揮監督」「能力評価」「適正配置」を明確な柱として指導していきます（第11条）。

教育委員会などの責務

他の執行機関も市長と同様の責務を負って、市長や他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければなりません。

他の執行機関というのは、教育委員会や選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員などをいいます（第12条）。

職員がしなければいけないこと

職員は、市民本位の立場に立って、公正で誠実で、しかも効率的に職務を遂行しないといけません。職員として当然のことですが、常にそれを意識して行います。また、職務を遂行するには、きちんと法律や条例、規則などを守らなければなりません。

さらに、仕事を進めるためには、積極的に仕事に関する必要な知識や技術などを習得したり、新たな能力開発を行ったりして、自分自身を高めるとともに、慣例に流されることなく創意工夫に努めなければなりません（第13条）。

コミュニティ活動

地域の住民自治は市民自治の原点です。

安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するためには、市民が自分の意思でまちづくりに取り組む必要があります。地域の住民同士がお互いに助け合いながら、地域の中で起こってきた課題の解決に向けて自ら行動していくよう努めます。

この活動をコミュニティ活動といって、このような活動に対しては、市長は、その役割や自主性を尊重して、様々な経済的・人的支援を行っていきます（第14条）。

地区市民協議会

まちづくりを行っていく中で、住民自治やコミュニティ活動を実現するための核となる組織として、小学校区単位で地区市民協議会があります。

地区市民協議会は、地域の住民に開かれたものです。市や町会、自治会その他のいろいろな組織や地域の住民活動と連携して、協力し合って手づくりのまちづくりを目指します（第15条）。

コミュニティ活動

